

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例										
<p>○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 修学支援資金の給付の対象となる者は、高校生のある保護者等（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 高校生又は保護者等が、幕別町内に住所を有していること。</p> <p>(2) 保護者等の属する世帯の年間の収入金額（以下「世帯収入金額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算出した額を年間収入に換算した額（以下「生活保護基準」という。）の1.3倍未満であって、同法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は保護者等の世帯全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯に属していないこと。</p> <p>(給付額)</p> <p>第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">世帯区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">給付額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公立高等学校</th> <th style="text-align: center;">私立高等学校</th> </tr> </table>	世帯区分	給付額		公立高等学校	私立高等学校	<p>○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 修学支援資金の給付の対象となる者は、高校生のある保護者等（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 高校生又は保護者等が、幕別町内に住所を有していること。</p> <p>(2) 保護者等の属する世帯の年間の収入金額（以下「世帯収入金額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算出した額を年間収入に換算した額（以下「生活保護基準」という。）の1.3倍未満であって、同法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は保護者等の世帯全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯に属していないこと。</p> <p>(給付額)</p> <p>第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">在学する高等学校等の課程</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">給付額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公立高等学校</th> <th style="text-align: center;">私立高等学校</th> </tr> </table>	在学する高等学校等の課程	給付額		公立高等学校	私立高等学校
世帯区分		給付額									
	公立高等学校	私立高等学校									
在学する高等学校等の課程	給付額										
	公立高等学校	私立高等学校									

現 行 条 例				改 正 条 例			
1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯 (次項に掲げるものを除く。)	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 122,100円	年額 142,600円	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 50,500円
2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円			
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円			